

# 尾道港開港 850 年記念冠等使用に関する事務取扱規程

平成 31 年 2 月 22 日

尾道港開港 850 年記念実行委員会  
委員長 福井 弘

(趣旨)

第 1 条 この規程は、尾道港開港 850 年（以下「850 年」という。）を広く周知し、全市的に祝うことを目的とし、850 年記念の冠及びロゴマーク（以下「冠等」という。）の使用について、必要な事項を定める。

(内容)

第 2 条 850 年を記念して、市民、企業、団体、市等が行う事業に対し、この規程の定めるところにより、冠等の使用を認める。

(冠等の種類)

第 3 条 冠等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 冠「尾道港開港 850 年記念」
- (2) ロゴマーク

(対象事業)

第 4 条 冠等の使用対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に 850 年を記念して行われる事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 尾道港開港 850 年記念実行委員会が実施する事業
- (2) 850 年を市内外に発信する機会を有する事業
- (3) 尾道の魅力を市内外に発信する事業
- (4) 尾道への愛着や誇りを醸成する事業
- (5) 地域活動や地域経済を活性化する事業
- (6) 尾道の発展に資する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

- (1) 政治的又は宗教的な活動を目的とする事業
- (2) 公序良俗、法令等に反する、又は反する恐れのある事業
- (3) その他尾道港開港 850 年記念行事実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、850 年記念に適さないと認めた事業（使用の申請）

第 5 条 冠等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、尾道港開港 850 年記念冠等使用（変更）承認申請書（別記様式

第1号)により実行委員会に申請を行い、承認を受けなければならない。承認を受けた事業を中止し、又は変更する場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、申請を要しない。

(1) 尾道商工会議所、尾道しまなみ商工会、因島商工会議所、尾道市又は尾道市教育委員会が実施し、共催し、又は後援する事業

(2) 実行委員会が、申請を要しないと認めた事業  
(使用の承認等)

第6条 実行委員会は、前条の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、冠等の使用の承認又は不承認の決定を行う。

2 実行委員会は、前項の規定により承認又は不承認の決定を行ったときは、尾道港開港850年記念冠等使用承認(不承認)決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に対して通知する。

(承認の取消等)

第7条 実行委員会は、冠等の使用の承認を受けた事業(以下「記念行事」という。)が第4条第1項の規定に該当しない、又は第4条第2項の規定に該当することが判明した場合は、その承認を取り消し、尾道港開港850年記念冠等使用承認取消通知書(別記様式第3号)により、前条の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)に通知する。

2 実行委員会は、前項の取消しにより使用者に損害が生じた場合があっても、その損害を賠償しない。

(事業実績報告書の提出)

第8条 使用者は、記念行事を実施したときは、事業完了後30日以内に尾道港開港850年記念冠等使用事業実績報告書(別記様式第4号)を実行委員会に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、冠等の使用に関し必要な事項は、実行委員会会長が別に定めることができる。

付 則

この規程は、平成31年2月22日から施行する。